

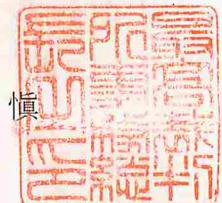
最高裁秘書第2079号

令和3年7月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年6月11日付け（同月14日受付、第030264号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年3月25日付け最高裁人職第96号事務総長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の専従許可及び短期従事許可について」（片面で7枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁人職第96号

(人いー07)

平成28年3月25日

改正 令和3年3月15日付け最高裁人職第56号

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の専従許可及び
短期従事許可について（通達）

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（以下「一般職員」という。）の裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する国家公務員法第108条の6第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）及び裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等に関する規則（平成28年最高裁判所規則第3号。）により準用される人事院規則17—2（職員団体のための職員の行為）（以下「規則17—2」という。）第6条第1項に規定する許可（以下「短期従事許可」という。）については、規則17—2及び規則17—2の規定に基づいて発せられた昭和43年11月6日付け職組－961人事院事務総長通知「人事院規則17—2（職員団体のための職員の行為）の運用について」（一般職員の人事行政の性質に反しない定めに限る。）（以下「規則17—2運用通知」という。）の定めるところによるほか、下記により取り扱ってください。

記

第1 専従許可について

- 1 国家公務員法、規則17—2及び規則17—2運用通知における専従許可に関する規定中「所轄庁の長」とは、任命権者をいう。
- 2 一般職員が専従許可を求める場合には、別紙様式第1の専従許可申請書及びその写しを、当該一般職員の所属する裁判所の長（高等裁判所にあっては高等裁判所長官、地方裁判所（管内の簡易裁判所及び検察審査会を含む。）にあっては地方裁判所長、家庭裁判所にあっては家庭裁判所長とする。以下「所属庁の長」という。）を経由して、任命権者に提出しなければならない。ただし、所属庁の長が当該一般職員の任命権者である場合には、専従許可申請書のみで足りる。
- 3 所属庁の長は、提出された専従許可申請書に意見を付して任命権者に送付する。
- 4 任命権者は、専従許可を与えた場合には、当該一般職員にその旨を記載した人事異動通知書を、所属庁の長を経由して、交付する。
- 5 一般職員が専従許可の有効期間の更新を申請する場合には、別紙様式第2の専従許可期間の更新申請書を、所属庁の長を経由して、任命権者に提出しなければならない。
- 6 任命権者は、専従許可を取り消す場合又は有効期間が満了した場合には、当該一般職員にその旨を記載した人事異動通知書を、所属庁の長を経由して、交付する。
- 7 任命権者は、専従許可を取り消す場合には、最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。）に協議しなければならない。
- 8 任命権者は、専従許可を与えたとき、若しくは専従許可の有効期間を更新したとき、又は専従許可の有効期間が満了したとき、若しくは専従許可を取り消したときは、人事異動通知書の写しを人事局長あて送付する。

第2 短期従事許可について

- 1 規則17—2及び規則17—2運用通知における短期従事許可に関する規定

中「所轄庁の長」とは、所属庁の長をいう。

- 2 一般職員が短期従事許可を求める場合には、別紙様式第3の短期従事許可申請書2部を所属庁の長に提出する。
- 3 所属庁の長は、一般職員から2の定めによる申請があった場合には、この申請書1部にその許否を記載して、当該一般職員に交付する。
- 4 所属庁の長は、短期従事許可を与えた場合には、1か月単位で取りまとめて別紙様式第4の短期従事許可報告書を作成し、翌月の10日までに人事局長あて報告する。

第3 その他

この通達に定めるものほか、専従許可及び短期従事許可の運用に関し必要な事項は、人事局長が定める。

付 記

- 1 この通達は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この通達の実施の日（以下「実施日」という。）前に提出された平成元年1月25日付け最高裁人職A第1号人事局長依命通達「人事院規則17—2（職員団体のための職員の行為）の運用について」記第1条関係の3に定める様式による専従許可申請書、記第2条関係に定める様式による専従許可期間の更新申請書又は記第6条関係の7に定める様式による短期従事許可申請書は、実施日以後において、専従許可、専従許可期間の更新又は短期従事許可を行おうとする場合には、それぞれ記第1の2に定める様式による専従許可申請書、同5に定める様式による専従許可期間の更新申請書又は記第2の2に定める様式による短期従事許可申請書とみなす。

付 記（令和3年3月15日付け最高裁人職第56号）

この通達は、令和3年4月1日から実施する。

(別紙様式第1)

専従許可申請書

年　月　日

(任命権者) 殿

(申請者)

裁判所職員臨時措置法により準用される国家公務員法第108条の6第1項ただし書の規定に基づき、下記のとおり専従許可を申請します。

記

1 所属庁、官職及び氏名

2 職員団体の名称

3 職員団体における役職名、役員として選出された日及び任期

4 専従の期間

年　月　日から　年　月　日まで

(別紙様式第2)

専従許可期間の更新申請書

年 月 日

(任命権者) 殿

(申請者)

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等に関する規則により準用される人事院規則17—2第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり専従許可の有効期間の更新を申請します。

記

1 所属庁、官職及び氏名

2 職員団体の名称及び当該職員団体における役職名

3 更新の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 更新を必要とする理由

(別紙様式第3)

短 期 従 事 許 可 申 請 書

年 月 日

(所属庁の長) 殿

(申請者)

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等に関する規則により準用される人事院規則17—2第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり短期従事の許可を申請します。

記

1 所属庁、官職及び氏名

2 職員団体の名称及び当該職員団体における役職名

3 許可を受けて従事する職員団体の業務内容（なるべく具体的に記入する。）

4 許可を求める期間

年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分まで (日 時間)

上記の申請は、許可する。

許可しない。

年 月 日

(所属庁の長)

(別紙様式第4)

短期従事許可報告書(年月分)

(庁名)

裁判所

| 所属庁 及び 官職 | 氏 名 | 職員団体 の名称及 び役職名 | 業務の内容 | 許可した期間 (本年度累計) |
|-----------------|--------|----------------------|-------|---|
| | | | | 年月日時分から 年月日時分まで 日 時間 (累計 日 時間 分) |
| | | | | 年月日時分から 年月日時分まで 日 時間 (累計 日 時間 分) |
| | | | | 年月日時分から 年月日時分まで 日 時間 (累計 日 時間 分) |
| | | | | 年月日時分から 年月日時分まで 日 時間 (累計 日 時間 分) |

(最人職)